

平成30年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

- 日 時** 平成30年9月19日(水) 午後6時00分～午後7時30分
- 場 所** 市役所本庁舎3階 庁議室
- 出席者** 吉田保雄会長、小林恵子副会長、中林義雄委員、大城花子委員、
鍵谷洋輔委員、能村久美子委員、濱岡昇平委員、東邦彦委員(出席委員8名)
- 欠席者** 野村彩夏委員
- 事務局** 企画経済部長 小鷹雅晴、企画経済部次長兼企画課長 本間孝之、企画課主幹 水野智之
企画課主任 橋本麻里子
- 傍聴者** 0名

【事務局(本間次長)】

それでは皆様お晩でございます。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております企画経済部次長の本間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長、副会長が決まるまでの間、進行は私の方でさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。すみません、座って進行させていただきます。

本審議会につきましては、平成13年の発足当初を第1次とし、これまで16年間ご審議をいただいたところではありますが、本年3月を持って第8次の任期が終了し、本日ここにおられる皆様に第9次の委員としてご審議をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、委嘱状の交付ですが、時間の関係もございまして、大変恐縮ではございますが、あらかじめ皆様のお座席にお配りさせていただきますので、これをもって交付とさせていただきます。委嘱期間につきましては、平成32年3月31日までの2年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に事務局を代表しまして、企画経済部長の小鷹よりご挨拶をさせていただきます。

【事務局(小鷹部長)】

皆様どうもお晩でございます。企画経済部長の小鷹でございます。本日はご多用の中、また夜間の開催にも関わらずご出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃より市民参加、あるいは市行政全般にご理解ご協力いただいておりますことをお礼申し上げます。またこの度、本審議会の委員に応募、あるいは承諾をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。本来であれば市長の田岡がご挨拶と委嘱状をお渡しするところでございますが、あいにくの公務のため出席がかなわないことをお詫び申し上げます。

私から一言ご挨拶申し上げます。私ども各自治体では中央分権の時代を迎え、地域が持つ環境ですとか資源、これらを最大限活用して、自主的、総合的にまちづくりを進め、市民の満足度を高めていくということが強く求められるようになりました。その答えの 1 つが、地域の最大の資源であります地方自治体の市民の持つ知識ですとか経験、あるいは、日々の生活の中で市民が感じる思いなどを、このまちづくりに進めていく上で、大きな役割を持つ市の機関に活動を反映させていくことだというように思われてございます。

そこで本市では、平成 13 年に現在の市民の声を活かす条例を制定しまして、市民と市がより良いまちの姿を共に考え、その実現に向けてまちづくりを協働するような地域社会の形成に寄与することを目的に、現在まで進めてきてございます。

また、これまでの間、市民が市に協働事業を提案して、その具現化を図る仕組みである協働事業提案制度の実施などによって、自主的なまちづくりの活動に参加する機会の提供や支援を行うなど、協働によるまちづくりを推進してきました。現在では、その市民のプラットフォームの施設として、北 6 条にある「キタロックカフェ」ですとか、そのような施設として広く認知されているような場所もございます。

この市民参加制度の良好な運用を維持していくため、あるいは、この制度を今後も適切に運用して発展させていくためには、皆様のお力添えをいただきたいというところで考えているところでございます。

最後になりますけれども、皆様におかれましても様々な視点からの闊達な議論をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ 2 年間よろしく願いいたします。

【事務局（本間次長）】

本審議会の委員数につきましては、条例の規定によりまして 15 人以内となっておりますが、平成 24 年度より 9 名体制でご審議をいただくこととしております。

委員構成につきましては、資料の 1 ページ目にも委員名簿がございますが、学識者 1 名、団体からの推薦者 2 名、公募による委員 5 名、行政職員 1 名となっております。

本日はみなさん初顔合わせということもございますので、まずは私の方からご紹介いたしますので、それぞれ一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

はじめに、学識経験者枠でご参加いただきます、吉田 保雄 様です。吉田様は、石狩市総務部長、石狩市代表監査委員を勤められた経歴をお持ちでございます。

【吉田委員】

吉田です。役所にいましたけれども、こういう会議はあまり得意な方ではありませんでしたので、皆さんと、得意になれるように勉強したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。次に、団体推薦枠でご参加いただきます、中林 義雄 様です。中林様は、石狩商工会議所青年部から選出されてご参加いただいております。

【中林委員】

石狩商工会議所青年部の会長を務めております、中林と申します。青年部として、このような審議会にいろいろ参画させていただいております、各委員の方々からいろんな意見をいただくことによって、私たち青年部の方のいろんな知識を得て、様々役立っていくと思います。2年間よろしく願います。

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。同じく、団体推薦枠でご参加いただきます、小林 恵子 様です。小林様は、第 8 次審議会から引き続き委員をお引き受けいただいております、市民活動団体のサポートやまちづくり講座の開催など、協働によるまちづくりに大きく貢献いただいている「NPO 法人ひとまちつなぎ石狩」から選出されてご参加いただいております。

【小林委員】

小林です。よろしく願います。私は、今紹介ありました「NPO 法人ひとまちつなぎ石狩」というところにいるんですけども、「ひとまちつなぎ」では、「ぼぼらーと」を運営していますが、皆さんご存知ですか？北コミにある「ぼぼらーと」にいます。よろしく願います。

【事務局（本間次長）】

よろしく願います。次に、一般公募枠でご参加いただきます皆様です。はじめに、第 8 次審議会から引き続き委員をお引き受けいただいております、大城 花子 様でございます。

【大城委員】

大城と申します。昨年度も参加させていただいて、石狩市の知らないことをたくさん知ることができましたので、今年もいろいろ勉強できればと思います。よろしく願います。

【事務局（本間次長）】

よろしく願います。次に、鍵谷 洋輔 様ですが、先ほど連絡があって 10 分程度遅れるということでございます。

次に、能村 久美子 様でございます。

【能村委員】

能村といいます。地域のメディアとして「えりすいしかりネットテレビ」というところを運営しています。私自身も普段、情報を配信している方なんですけれども、今回ここに関わって、ここに関わる情報とかの配信にも、この委員の間は特に力を入れてやってみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【事務局（本間次長）】

よろしくお願いたします。濱岡 昇平 様でございます。

【濱岡委員】

皆さん、こんばんは。私、濱岡 昇平と申します。生まれも育ちも石狩でして、現在も石狩で事務器具屋を営んでおります。今回、私の所属しております石狩青年会議所の先輩から、常々こういった審議会ですとか、行政の方のお話を聞ける機会があれば、積極的に参加した方がいいよというお話をいただいております、この度こういった機会がありましたので応募させていただきました。2年間どうかよろしくお願いたします。

【事務局（本間次長）】

よろしくお願いたします。なお、野村 彩夏 様は本日都合により欠席となっております。

最後に、市職員枠でご参加いただいております、総務部行政管理課長の 東 邦彦 様でございます。

【東委員】

東でございます、よろしくお願いたします。市職員として参加をさせていただいているところでございまして、普段は業務上、市民参加制度に則った業務を行っているところでございますが、今回はこの市民参加制度の審査側の方に参加させていただきまして、審査会では新任でございますので、皆さんと充分意見交換しながら、いろいろ理解を深めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（本間次長）】

引き続き、事務局をご紹介させていただきます。企画課主幹の水野でございます。

【事務局（水野主幹）】

企画課の水野でございます、よろしくお願いたします。皆さんとは日頃より、お付き合いさせていただく中で思うのですが、いろいろな部分で、まちづくりに関心を持っている方々が多いと感じております。特に、市民活動情報センター「ぼぼらーと」においては、指定管理者ということで、情報を市民の方に分かりやすく伝えたり、様々な活動を展開する中で、多くの方に参加していただき、様々

な意見をもらいながら、まちづくりや地域の振興が図られると思っています。

そういった面からも、市民の立場と、それぞれの皆様方の立場の中で、より良いまちづくりを進めていくためには、普段から思っていることを、業務では言えないけれど、市民の立場としては言える。また、その逆もあるかと思しますので、それらも踏まえて、今後 2 年間の中で意見をいただきながら、より良いまちづくりにつながればいいと考えております。2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（本間次長）】

同じく、企画課主任の橋本でございます。

【事務局（橋本主任）】

企画課の橋本です。2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（本間次長）】

それでは、本日の会議でございますが、野村委員より欠席される旨の申し出がありました。また、鍵谷様については、後ほど遅れて来られるとのことですので、出席者数としては、鍵谷様が来られれば 8 名となりまして、条例第 32 条第 2 項に規定する委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事の 3 番目、会長と副会長の選出ですが、条例第 31 条第 2 項の規定では、会長及び副会長は、「市職員以外の委員から互選により選出する」ことになってございます。このことから、会長と副会長が選任されるまで、このまま事務局にて議事を進めてまいりたいと存じます。

では、早速会長及び副会長の選出に入りたいと思いますが、立候補又はご推薦、あるいは選任方法についてのご意見などございますでしょうか。

特にご意見等がなければ、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。そうしましたら、事務局案といたしましては、会長には学識経験者であります吉田 保雄 委員を、副会長には、第 8 次から継続して委員を務めていただいております、小林 恵子 委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。それでは、会長には 吉田 保雄 委員、副会長には 小林 恵子 委員に決定

したいと思います。これから 2 年間、どうぞよろしく願いいたします。お手数ですがお 2 人とも、会長、副会長の席へご移動いただければと思います。

それでは吉田会長より、就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いいたします。

【吉田会長】

皆さん、今、事務局の推薦ということで会長にやらせていただきました。先ほど言いましたように、あまり得意な分野ではなくて。今、この庁舎が建っていますけれども、石狩が始めた区画整理事業をやったんですね。ここは元々学校などがあって、公共施設が整備しやすいような。その事業の事務方の方を 14～15 年やっていました。ですから、この庁舎が平成 5 年 11 月 15 日にオープンしたんですけれども、石狩の役場はご存知のとおりずっと本町の方にありましたので、本町の人にはだいぶ怒られましたけれども、石狩が大きくなっていく上では、ここが一番適切でないかなと、その当時は担当者として思っていました。今回は市民参加ということで、この場所で、得意ではない分野を少しだけ、皆さん方と得意になるように応援をいただいて。また、大いに意見交換していただいて、より良いまちづくりに貢献できればなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。それでは、議事の 4 番目「諮問」でございます。企画経済部長の小鷹より、吉田会長に諮問書をお渡しさせていただきます。

【事務局（小鷹部長）】

「石狩市市民参加制度調査審議会会長様。市民参加制度に関する諮問。石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第 28 条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見をうかがいます。石狩市長 田岡 克介。」どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間次長）】

今、ちょうど鍵谷様が来られましたので、皆さんに一言ずつご挨拶をいただいていたので、鍵谷 洋輔 様から一言ご挨拶をいただきます。

【鍵谷委員】

鍵谷 洋輔と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間次長）】

ありがとうございます。それでは、これより以後の議事進行につきましては、吉田会長に代わりたいと思います。つたない進行でしたがご協力ありがとうございました。

それでは、吉田会長お願いいたします。

【吉田会長】

それでは、審議会の議事は会長が行うということになっておりますので、皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議はだいたい 19 時 30 分くらいをもって終了したいと思いますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、議事録を作成するため録音をしておりますので、発言の際は挙手の上、私が指名いたしますので、それからご発言をお願いしたいと思います。

では、「5. 協議事項の 1」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（橋本主任）】

それでは資料 3 ページをご覧ください。「1. 第 9 次審議会の運営ルールについて」ご説明いたします。

市では、市民参加手続を適正に実施するため、『市民参加マニュアル 2010』というマニュアルを作成しております。このマニュアルの 8 ページに審議会開催後の事務についての規定があり、その中の「議事録作成」という項目に、議事録の作成方法をあらかじめ審議会のルールとして定めておくことが記載されています。

第 8 次までのルールでは、①議事録は全文を記載する。②議事録の内容は、出席委員全員で確認する。③出席委員の確認後に、会長が署名して議事録を確定することをルールとしていました。また、審議内容の向上を図るため、委員の同意により、審議会を傍聴した方が意見や感想などを文書で提出できることを認めています。

第 9 次の審議会においても、これらのルールをどのようにするかのご検討をお願いいたします。私からは以上です。

【吉田会長】

今、審議会のルールに関して説明がありました。この件に関して何かご質問かご意見ございますか。

【濱岡委員】

すみません。音声記録を録っているということなのですが、音声記録も公開されているんですか。

【事務局（橋本主任）】

音声は公開していません。音声から文章に起こしているのですが、公表はしていません。

【濱岡委員】

わかりました。

【吉田会長】

よろしいですか。その他、何かございませんか。

【能村委員】

議事録は全文を記録するという形なんですけれども、それでは喋りづらいとか、そういうご意見は過去には無かったんですか。

【事務局（橋本主任）】

過去には、そういった意見はございませんでした。

【事務局（小鷹部長）】

要約の方がいいという話ですか。要点筆記。

【能村委員】

そうですね。そういう審議会さんもあるので。

【事務局（橋本主任）】

議事録作成いたしましたら、出席されている委員皆様にご確認をいただくので、その中で、もし掲載が不要という判断がありましたら、ここを除くというふうに指示いただければ、そのようにさせていただきます。と思っています。

【能村委員】

なかなか一言一句だと、ちょっと言い間違えちゃったり。

【事務局（水野主幹）】

「発言はこうしたんだけど、言葉の意味合いはこういうことだよ」という、そういった訂正は全然問題ございませんので。

【事務局（本間次長）】

録音されている言葉をそのままガチッと書くというのも、皆様方に一度フィードバックしますので、自分の発言した意図がもし違っていたりすると、「こういう意図ですから」と言ったら、それは修正はできますので。それらの確認をもって、最終的に公表するという形が前提です。

【能村委員】

何かこう、きちっと言えないとなると、ものが言い辛くなるかなと思うところがあります。

【小林副会長】

ありますね、ざっくばらんに言えないな…という。2年間通して、ざっくばらんには厳しい。こういう機会があまりないものですから、私たち。厳しいですよ。

【事務局（水野主幹）】

大丈夫です。言葉の訂正は全く問題ありませんので。

【吉田会長】

記録に残す時は、発言の主旨を重視して作成するという答えですので、言うのは気楽に言っていたでいて。いいですかね？

【能村委員】

全文を記録するというと、どうしても、主旨を尊重するというふうには聞こえなかったの。

【濱岡委員】

その前に1つ。全文と言っているのは、何かルールがあって決まっているということなんでしょうか。

【事務局（橋本主任）】

会議の経過を詳細に記録する必要がそれほど高くない場合ですとか、情報保護などの上で会議の経過を詳細に記録しない方がいいという判断をされる場合は、要約筆記としておりまして、それ以外の場合は全文筆記としています。そのどちらにするかというのは、審議会において判断しているという状況です。ちなみに、頻繁に開催される場合、例えば毎週開催されている介護認定審査会などというのは、録音テープそのものを議事録として扱うというふうにしております。

【吉田会長】

ここの審議会としては、そういうのを参考にしてやってもいいということかな。

【事務局（橋本主任）】

そうですね。

【事務局（水野主幹）】

過去、第 8 次までの間は全文筆記でした。

【能村委員】

というか、要約筆記というのは、相当要約になってしまうという意味なんですね。行政改革の審議会に私は出ていて、全文じゃないと思っているんですけど、確認してもらっていいですか。

【事務局（本間次長）】

行政改革懇話会は、一応全文筆記です。

【能村委員】

全文になっているんですね。じゃあやっぱり、ちょっとしたニュアンスなんですね。その中で全文という説明ではないんですけど、要約ではないということで、結構幅があるということが分かりました。それでは私は、その主旨をちゃんと尊重していただいて、確認ができるということが分かったので、その全文というルールで了解をいたします。

【吉田会長】

他の方はよろしいですか。はい、それでは進めます。他になければ、議事録の内容は出席委員全員で確認する、委員による確認終了後は、会長の署名により議事録を確定する、傍聴者の方からの書面による感想や意見の提出を認める、ということを第 9 次審議会のルールとすることでよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

それではそのようなルールといたします。

次に、「5. 協議事項の 2」について事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

それでは、資料 3 ページの下段をご覧ください。「2. 第 9 次審議会の審議内容について」ご説明いたします。

第 9 次審議会の審議項目については、先ほどの諮問書のとおり、「市民参加手続の実施運用状況の評価等」についてご審議を賜りたいと存じます。また、スケジュールについては、平成 30 年度は 1 回、平成 31 年度は 2 回の計 3 回の審議会を予定しております。

本日は、このあと「平成 29 年度の市民参加手続の実施状況」をご報告いたしますので、それに対

する総括的な評価をいただきます。また、そのほか制度の改善点や工夫すべき事項などがございましたらご検討、ご提言をいただきたいと存じます。

来年の第 1 回目については、本日同様「前年の市民参加手続の実施運用状況についての評価等」をご審議いただき、最終となる第 2 回目で第 9 次審議会としての答申をまとめていただく予定となっております。

答申の仕方としましては、資料の 14 ページの方に、前回第 8 次の答申書を掲載しておりますので、答申のイメージとしてご参考にしていただければと思います。

第 8 次の答申の内容を簡単にご説明いたしますと、『市民参加制度手続の実施運用状況の評価については、平成 27、28 年度の 2 年間は、概ね適正に実施されていた。市民参加を推進するための手段としては、対象に合わせた周知方法が有効であり、今後も、引き続き創意工夫に努めてほしいということ。次に市民参加制度をより良い内容とするための改善方策については、広報やホームページでの見やすさへの配慮や、配信メールの普及促進、イベント等での PR など、今後も効果的な方策を取り入れながら周知に努めるべき。相手から意見をもらいたいという意識を持ち、分かりやすい表現方法にする工夫が必要。また、意見が反映されていることを PR することで、次も意見を言ってみようという動きに繋がることが期待される。最後に、本審議会の委員は 15 人以内と定められているが、過去の答申を受け 9 人に減員しているが、審議会の役割を果たすことができているので、引き続き現在の委員構成と人数を維持していくことが適当』という、第 8 次の答申内容です。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま説明されたように、市民参加制度が適切に運用されているか、何か改善すべき事項があるかといったことをご議論していただき、最終的には平成 31 年度の 12 月頃に意見を取りまとめて、答申をしたいという考えです。皆様方の闊達なご議論をお願いいたします。

それでは、次第の「6. 議題」に入ります。まずは「1. 平成 29 年度市民参加手続の実施運用状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

それでは、はじめに資料 5 ページ「平成 29 年度市民参加手続の実施状況」についてご説明します。市民の声を活かす条例で規定している市民参加手続の主な手法としては、審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップのほか意見交換会やアンケートなどを規定しています。

「市民参加手続の手法ごとの実施状況」と記載している表をご覧ください。この表は、市民参加手続を手法ごとに件数、参加人数をまとめたものです。

件数は、平成 28 年度の合計 60 件、29 年度は 53 件で、やや減少しております。これは、28 年度に各種計画の改定の年を迎えた計画が多かったため、それに伴う市民参加手続が多く行われたことが考えられます。参考までに 27 年度は 47 件、26 年度は 65 件で、平均すると例年 50 件前後となりますので、29 年度はおおむね例年どおりの件数と言えます。

次に「各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等」ですが、こちらは先ほどの手法ごとに件数をまとめたものを、テーマごとにまとめ直したものです。

表の真ん中の列「手続の手法」ですが、審議会の場合には、カッコ書きで回数を記載しております。こちらは、そのテーマについて審議した年度内の回数となっております。

次の「終了月日」は、審議会であれば答申日、パブリックコメントであれば意見を募集した期限日で、市民参加手続を終えた月日を記載しています。

次の「審議会等名称」については、審議会の名称とカッコ書きの数字は、8 ページの表の左側に記載している No. と審議会の名称と対応しています。

5 ページに戻りまして、表の右側「参加人数」は、審議会の場合は出席委員の数、パブリックコメントや縦覧・意見書提出は意見提出者の数、ワークショップは参加者の数となっております。案件によって、市民参加手続の手法は異なりますが、審議会もしくはパブリックコメントを実施する機会が多くなっています。また、6 ページ一番上の「企画課 自治基本条例の見直し」に関しては、審議会、ワークショップ、パブリックコメントを併用しておりますが、このように、複数の手続を組み合わせで行う場合もあります。

次に 8 ページの「平成 29 年度審議会等の開催状況」についてです。こちらの表は、平成 29 年度に開催されたすべての審議会等の状況をまとめたものです。平成 29 年度の市民参加手続に該当する審議会等とは、諮問及び答申、あるいは提言などを行う場合が対象となります。

例として、この審議会でご説明いたします。No. 21, 22 に市民参加制度調査審議会がございます。平成 29 年 11 月 15 日と平成 30 年 3 月 15 日の 2 回開催し、公開した審議会ですので「公開」の欄に○がついております。

「諮問案件の審議」欄については、平成 28 年度の第 1 回目で諮問しており、29 年度の 2 回とも諮問案件について継続して議論していることから、○がついています。「諮問案件の審議」の欄が「－」となっているものは、諮問や答申などが無いもので、例えば、審議会に対して諮問する案件ではないが、報告事項がある場合や協議会のように特定のテーマについて議論が必要な場合などに開催されたものです。

「出席委員数」は各 8 名で、市民参加制度調査審議会の委員は 9 名ですので、どちらも 1 名の欠席がありました。なお、出席委員数については、各審議会等で委員の任命数が異なりますので、ばらつきがあります。

次に「傍聴」者数は 2 名と 1 名、「議事録確定日」は、事務局において議事録を作成し、それを委員の皆様にご確認いただき、会長が署名した日が確定日となっております。それぞれ 12 月 21 日と 3 月 30 日となっております。

「開催から議事録確定までの期間」は 36 日と 15 日となっております。

市民参加マニュアルでは、議事録の確定は、審議会の開催日から概ね 1 か月程度とするよう求めています。しかしながら、業務が立て込んで議事録作成に時間がかかってしまったり、委員さんへの確

認にお時間がかかってしまったりで、1 か月以上かかる場合もございます。しかしながら、当課より担当課に対し、状況の確認を随時行い、公開漏れがないよう努めているところです。

次に 11 ページの下、枠外をご覧ください。1 点目、公開審議会 1 回あたりの傍聴者数の平均は 1.83 人であり、昨年度 1.48 人より 0.35 人増加しています。2 点目、会議開催から議事録公開までの平均日数は、38.0 日となっており、昨年度 36.5 日より 1.5 日増加しています。3 点目、報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数はございませんでした。

次に 12 ページから 13 ページ上段にかけては、平成 29 年度のパブリックコメント等の実施状況をテーマごとに掲載しています。パブリックコメント手続における意見の提出期間は、条例第 17 条において、1 か月以上とすることとなっており、29 年度実施された 19 案件のパブリックコメントは、いずれも 1 か月の期間を設けております。

「意見等の提出状況」の「人数」は、パブリックコメントに意見を提出した方の人数で、「件数」とは、各意見提出者の意見の数を、内容ごとにまとめた数です。複数の方から同様の意見をいただいた場合は、1 件としています。また、No. 12 のように、1 名から複数の意見が出される場合もございます。

意見の反映状況は、市の基幹が提出された意見について、パブリックコメントの主旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断した結果を表わしており、5 つに分類しています。

「採用」は、意見に基づき原案を修正するもの

「一部採用」は、意見に基づき原案を一部修正するもの

「不採用」は、意見を原案に反映しないもの

「記載済」は、既に原案に盛り込まれているもの

「参考」は、原案に盛り込めないが、今後参考とするもの

「その他」は、ご質問・ご意見として伺うものです。

なお、パブリックコメントの結果は、件数を広報、あい・ボードに掲示するほか、本庁舎 1 階の情報コーナーとホームページでは検討結果もあわせて公表しています。また、意見を提出していただいた方には、検討結果を郵送してお知らせしています。

次に 13 ページ中段には、平成 23 年度から 29 年度における意見の検討結果をまとめています。平成 29 年度については 49 件の意見に対し、採用された意見が 15 件で、例年に比べ多くなっています。

採用された意見を一部ご紹介しますと、例えば 12 ページの「5 いじめ防止基本方針の改定について」ですが、こちらは平成 26 年度策定のいじめ防止基本方針は、3 年ごとに必要に応じて見直すこととしており、国の方針等を斟酌のうえ改定案を作成し、その案についてパブリックコメントを実施しました。採用されたものをご紹介いたしますと、改正案の中に「日頃の学校の取組内容を学校便りなどで伝える。」とありましたが、提出意見に「しつこいくらいの周知により、保護者の意識改革を促すように」との意見がありました。修正後は「日頃の学校の取組内容を PTA の会議、参観日、学級

懇談会に加え、学校ホームページ、学校便りで周知するなど、保護者や地域への情報発信を徹底するよう努める。」とし、周知の具体例を書き込むことで、よりきめ細やかに情報を発信する内容になりました。

次に「18 地区防災ガイドの改定について」ですが、これは平成 25 年 3 月に策定した地区防止ガイドに、新たに公表された津波や洪水の新しい想定や、追加指定された土砂災害警戒区域等を踏まえ、あらためて避難場所・避難ルート等を検討・改定し、その改定案についてパブリックコメントを実施しました。これについて「避難所については、町内会の単位に係わらず個人の判断で身近な避難所へ避難しても良いことを明記してほしい」という意見が出され、この意見を採用し、地区防災ガイドの注目欄に「災害発生時は、その時々状況に応じて最寄の避難所を利用しよう。」と追記されました。

平成 29 年度の市民参加手続の実施運用状況についてのご報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【吉田会長】

はい、ありがとうございました。ただいまの説明や資料に関して、皆様からのご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

【濱岡委員】

すごい基本的なことなんですけれど、審議会とかパブリックコメントとか、いろいろ手法があるようなんですが、これは優先順位というものが存在していたりだとか、この案件にはこういった手法を用いるということが何かルールで決まっていたりするものなののでしょうか。

【事務局（橋本主任）】

案件によってそれぞれふさわしい手法を選択することとしているんですけれども、パブリックコメントにつきましては、基礎的な市民参加手続に位置づけておりまして、他の手法を用いない場合は、パブリックコメントを行うこととしております。これは、広く発言の機会を提供できるですとか、意見提出の際の制約が少ない、比較的成本がかからないというメリットが多いからになります。また、複数の手法を組み合わせる場合は、原則パブリックコメントを含めるとしてあります。その他、審議会であれば学識経験者や団体推薦の方、公募市民など、様々な立場の委員さんがいますので、専門的な判断や、中立的、客観性が必要な時、委員の検討結果を聞くことが必要な場合は審議会にしております。公聴会の場合ですが、市の原案に反対意見、賛否の意見がある場合ですとか、意見の主張者からその主旨などを直接聞く必要がある場合に公聴会を実施しているのですが、実績としましては、平成 16 年 9 月に実施された 3 市村の合併に関する公聴会が一度開催されています。最後、ワークショップにつきましては、検討の早い時期から市民参加手を行う場合に実施するようになっておりまして、案件によってそれぞれふさわしい手法を選択することとしております。以上です。

【吉田会長】

よろしいですか。

【濱岡委員】

はい。

【吉田会長】

中林さん。

【中林委員】

この開催状況などを見させていただきますと、審議会に関しては先ほどお話があったとおり、中立的な学識経験者等を、その分野別の専門を集めて審議され、いろんな形で改善点がないかどうか審議しているということで、しっかりやっているのかなという感じは受けています。

パブリックコメントも、人数によってばらつきはあると思うんですけども、おそらく地域によって大幅に変わることがある時とか、子どもがいらっしゃれば、子どもの環境が変わる可能性がたくさんあるよっていう時はやはり意見が多く出たり、そういうワークショップみたいな形で多く集まったりするということをやっておりますので、その点に関しても市民の関心度は、要点をつけば高くなっていくのかな、と。あとは、少ないのに関しては、中の項目が、こういったら悪いんですけど、ざっくばらんな大きな形で、細かくは各部署の事務レベルの話という形で判断されていて、少ないのかなという感じは受けます。なので、この手法に関しては適正にやられているという感じは受けました。

【吉田会長】

小林さん、どうですか。

【小林副会長】

パブリックコメントについてなんですけれども、2年前にぽぽら一とにパブリックコメントを置くことになったんですけれども、これは、結構ゼロも多いですよ。なかなか意見が出ないなと思っていて、少しでも情報センターでもお手伝いできて、市民の方が来られるから、「どうですか」と薦めることができるんですよ。実際入れた数は5冊ずつ入っているんですけども、1か月終わった時に、何冊持っていったかというのを事務局がカウントしてくれていて、それを見ると今回出されたパブコメの中で、6番はゼロですよ。ゼロなんですけれど、ぽぽら一とだけでも3冊持っていらっしゃるんです。12番は1冊持って行って、13番もゼロだけれど2冊、16番は4冊、17番が3冊、18番が2冊、19番が1冊なんですよ。だから、ゼロだからといって興味がない訳ではなく、興味があって取って見てくれるんだけど、「これでいいわ」となって、意見を出さないんじゃないかなということが、ぽぽら一とで置いてみて分かったことです。

【事務局（小鷹部長）】

市としても、市民参加制度ができたから、自由にとというか、乱暴な物事の決め方をしなくなった。その理由としては、こういう様なものは、必ずフィルターが通るんだよというのを分かっている、デリケートに物事を進めるようになったというのが 1 つあるかと思います。

【吉田会長】

さっきちょっと話しましたが、ここに庁舎をもってくる話というのは、多分この制度があれば、まちじゅう大騒ぎで反対の方が多かったかも知れないですね。行政に携わった我々がこの場所を作って、ここでいいでしょうというのは議会で決める。議会は代表者の人が集まっているから、それはそれでいいんだけど。こういうパブリックコメントだとかという制度があったら、おそらくまちじゅう大騒ぎになったでしょう。そういう意味では、皆さん方の意見が反映しやすいシステムになっているというのは確認できるんじゃないですかね。他に何かご意見ありませんか。

【濱岡委員】

今のお話を聞いていて思ったんですけども、逆にその特定の意図を持った団体が、いわゆるノイズ・マイノリティ的な形で、多数意見を出したり、何らかの形で表明することによって、民意が歪められるというか、そういったことがないのかなど。また、それら手段が何らか設けられているのかというところを、ちょっとお尋ねしたいところなんですけれども。

【事務局（小鷹部長）】

非常に難しい質問なんですけれども。結構あるのが、主義主張を個別に非常に強く持っている方々がいらっしゃるんですよ。その方々がこの制度の中で意見というのは、ある一定の物事に対して言うてくるというのはもちろんあります。ただ、それを市の方も審議会だとか、パブリックコメントを出した段階で、出された意見すべてを汲み取る訳でもなくですね、一定の法律ですとか、ルールですとか、社会情勢なりを見極めて、その言われたことに対してどういうふうに対処するかというのを考えてやっていますので、多く言うてくるからといって、その方向性に行政が必ず行くというようなことはないと思っております。

【濱岡委員】

つまり、運用の方でカバーされているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。併せて今、会長の方から言われたように、市民参加の中でこういうパブリックコメントや審議会の他に、もちろん議会に提出して議員さんから、市民の代表の方からの意見も聞いた中でやっ

ていることもございます。それぞれ審議会を通した部分ですとか、意見というのを、議会の中の委員会というのがあるんですが、そういう中でもお示しながら物事を進めていますので、全体的なパワーバランスというよりは、物事の考え方のバランスはとれてやっています。

【吉田会長】

よろしいですか。能村さん、どうぞ。

【能村委員】

審議会に、市民参加が気持ち良く、少しでも壁を感じないように参加しやすいものであってほしいなという思いのもとに、例えば、審議会の今の在りようというのを思うんですけど、今、枠取りが学識経験者と団体と一般公募となっています。果たしてこれで、多くの市民が本当に参加しやすい形になっているのかなというのが、ちょっと私は思っているところがあります。

それで、例えば学識経験者という枠はどういう定義なのか、団体っていう枠はどういう定義なのか。それがその 1 つの形でなくても全然良くて、それが各審議会さんに任されていても全然良くて。けども、いろいろと変わっていくまちの中で、そこにちゃんとそぐう、団体さんに目が向く仕組みになって、より審議会に良い形で活用されるようになっているのかなとか。

それから一般公募という中でも、例えば、昔は団体に所属していて、けどその団体から例えば年齢で外れることになってしまって、今はそういう肩書きを持っていないけれども活躍されていた方とか。それから、あるいは一般公募という枠でも、いろんな経験を積んで、全く初めて手を挙げる人とは違うという方とか、そういう方が実はいっぱいいるんじゃないかと思って。そういう方々を、一律に一般公募ということで応募の紙を書いてやってくださいという形じゃないような方法をとることで、もっと人が活用されたり、いい意見が反映されたりするようなことにならないのかなと思っているところがあって、その審議会の枠取りの 3 つというのが、無難な形ではあるんだけど、何かいい形で改善できたらいいなという願いがあります。それを相談してくださいとか、それは私が思っているということなんですけれども。

【吉田会長】

参加しやすいというかね。

【能村委員】

気持ち良く、過去のいろんなその人の活躍が活かされる、現在の肩書きにばかりにとられることなく、みたいなところですね。

【事務局 (小鷹部長)】

この市民参加制度の在り方って、3 段階くらい物事があって、例えばこの審議会もそうなんですけれ

ども、例えば、いじめ防止基本方針を改定しますということになると、それ用の審議会のメンバーがこのように一般公募を含めてありますよと。その次に市としては、そこで決めたことを、パブリックコメントで皆さんのご意見を聴く場と。それともう 1 つが、今まさにこの場なんですけれど、市民参加制度調査審議会っていう、そういうふうに来てきたものがしっかりやれているんだろうかっていう、3 つぐらいのこのフィルターを通してきているような状態で、このどの場面にもある程度の市民参加ができるようなスタイルをとっていますので、それがパーフェクトだとは思わないんですけれどね。皆さんがある程度の気持ちの中に、どこかで意見が言えるよなっていうのが、この石狩の中にはつくられてはきたんだろうなとは思っているんですけれどね。

【能村委員】

それはその通りだと思いますが、パブリックコメントでみんながものを言えるのかなっていうところが、納得しているから意見を言わないという風潮ももちろんあるし、それから、いくら「言ってもいいよ」と言っても、そこが皆がスルッと越えられる場であるともちよつと言うには少し難しいかなっていう印象はあります。ただ、それが開かれていないってことを否定するつもりは全くなくて、それはその通りなんですけれども 私たち市民も、開かれているんですけども、じゃあそれを手に取って活用しようというところは、なかなか困っていない限り、困るとその一歩というのは踏み出すんですけれど、さっきおっしゃったように、とても目の前に困ったこととか、子どものこととかっていうと、実際に傍聴の数も増えてっていう現実があつて。だけど、まあまあ満足していて、まあいいやっていうことに対しては、なかなか意見を言わないっていう現実があるので、それは本当にその通りだと思います。

ただ、「より」っていうところでは、何かプラスできることがあったらなど。プラスできる方法というか、何かまた一歩、市内の市民がより活躍できたり、今の活躍していることを審議会…審議会ってすごい場じゃないですか。本当にここで言ったことは、政策として入れこんでもらえたり、現実的に反映される率っていうのはとても高いことですよ。その意味でも、この審議会っていう価値を多くの方に活用して、一般公募というところでも、どんどん皆さんが参加してきてくれればいいのかと思っています。

【吉田会長】

貴重なご意見ありがとうございます。

【能村委員】

意見をこう言うじゃないですか。すごく回数が少ない審議会ですよ。例えば、ここで話し合ったり、後で何か気づいたことを、事務局さんに伝えたりすることは許されている審議会なんじゃないですか。

【事務局（橋本主任）】

はい、それは大丈夫です。何かありましたら、事務局の方にご連絡いただけたらと思います。

【能村委員】

了解です。

【吉田会長】

他にご意見ご質問等ありませんか。

【大城委員】

すごく根本的な質問で申し訳ないんですけども、今の時間、そもそも何について意見を言う時間だったか、もう一度確認させていただいてもいいですか。検討する時間というか、意見をざっくばらんに、過去の審議会と過去のパブリックコメントの状況について、どう思っていますかという時間という認識で。

【吉田会長】

今は、29 年度の市民参加手続の運用状況の説明がありましたので、それについてご意見やご質問があればということで、今進めています。

【大城委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。さっき皆さんのお話を聞いていて思ったのが、パブリックコメントをいろいろ聴いているものがたくさんあるんですけども、今私は何について意見を言ったり、何について質問をしたらいいのかが分からなくなったところがありまして。もしかしたら、パブリックコメントの方とかも、例えば「いじめ防止基本方針の改定について」何か意見をくださいという大きな枠で聞かれたときに、そこでパッと思いつく方もいると思うんですけど、何について考えたらいいのだろうかというふうなことも、もしかしたらあるのかなって。それで要点がつかめないというんですか。どこについて考えたらいいのが、要点がつかめなくて、結局それぞれ思っていることはあるんだけど、どの部分について意見を言ったらいいのが分からないという、どこから考えたらいいのが分からないことで、なかなか意見を伝えられないという方も多いのかなというふうに思いました。

それぞれの質問内容を全部見ていないので申し訳ないんですけども、さっきパブリックコメントがもっと活用されればいなというふうなこともありましたので。

【事務局（小鷹部長）】

委員がおっしゃるように、先ほどから出ている、市民の関心事にも非常に温度差がありまして。温度差というか関心事に差があるんですね。例えばこの中でいうと、13 番の「鳥獣被害防止計画」で、普通の人はあんまり関係なかったりして、市民生活にもさほど関係ないですし、この中身を見ても、多分

私どもも、こんなまでパブコメやるのかなって内容だったりもするんですよね。ただ、これに関してやらなくていい訳でもなくて、これに関して非常に興味がある方もいたりする。

前段もお話がありました、人数が多く、意見を出されてるっていうのもある。市民の関心事が高いんだろうなっていうふうにも思いますし、先ほど濱岡委員が言われたように、1つのことに強く思いがあるような人は、それに対して意見を多く出したりっていう、そういう傾向はあろうかと思います。

先ほどから言っている、意見が全然出てこないっていうのも、ある程度、市の方でしっかりと揉んだ形の中で出しているものですから、非が無いとは言えませんが、それなりの社会観の中で、物事を作っているのを公表している状態だとは思っています。

【大城委員】

はい、ありがとうございます。

【吉田会長】

実際に審議会を開催したり、パブリックコメントは必ず審議してやっているんですけど、そうした会議がこれだけ出ていますからね。その中でこういう出席状況だとか、開催状況だとか、直接運営されているかどうかというのは、この書類だけではなかなか読み取れないですね。それはあるんだけど、ある程度、自分の身近なことで何か、どうだったのかなという部分があれば事務局に聞いてみたり。そういうこともいいんじゃないですかね。

【大城委員】

はい。追加ですいません、いいですか。

【吉田会長】

どうぞ。

【大城委員】

私は先ほどの、能村さんのお話がすごく。人は困った時じゃないとなかなか意見が出ないというのが、本当にそうだなというふうに思いまして。聞かれたら、やっぱり何かしら出ると思うんですよね。興味がなくても、例えば「使用料の納期の変更」とかっていうのも、興味がなくても「変更についてどうですか？」って聞かれたら、「そうだな、変更しない方がいいのかな」とか「変更した方がいいのかな」と、何かしらちょっと思うこととかがあると思うんですけど。

ただやっぱりそれについてなかなか、聞かれないと自発的に「お願いします」って言われると、なかなか困らない限り、出すこととかが私自身もないので、困っていないけれど、聞かれたら出すんだけど、自発的にお願いしますという状況だから、なかなか出ないというところ、もし可能であれば、何かがあれば本当にいろんな方が更に意見が出せるんだろうなと思って。

ただ、現実を考えると難しいのかなというふうに思います。そういうふうに、一人一人インタビューするというのもやっぱりできないですし、多くの方に周知をするとなるとやっぱり「皆さんお願いします」というふうに自発的に訴えかけるのが、多くの人にアピールするというのにはすごく有効なものだと思いますので、そこの面が、今、お話を聞いていてすごくもどかしい部分なのかなというふうに感じました。

【事務局（小鷹部長）】

市からのアプローチの仕方もいろいろ変えていかなきゃならないかもしれないですね。今「どうぞ」とやっているけれど、もっとそうじゃなくて、こちらから手を伸ばしていくような。「出してください」というような。アンケート調査なんかはまさに、出してやっていますけれどね。

【大城委員】

アンケートをもしされたら、何かしらやっぱり答えたりするんですけど。本当にこのパブリックコメントというものが、幅広くたくさんの方の話を聞いてくださっているのだから、数を少なくしたらそれが可能だと思うんですよね。でも、じゃあ数を少なくしましょうかってなったら、多分きつとまた違うんだろうと思うので。もどかしい気持ちになります。

【小林副会長】

パブコメを出すのに、型がないですね。あれがやっぱり出しづらいついていう意見は聞きます。

【事務局（水野主幹）】

型があった方が出しやすいですね。

【小林副会長】

型があって、それ以外でもいいっていう。

【事務局（本間次長）】

意見を言う様式みたいなもの。

【小林副会長】

様式があると出しやすいっていう。何回も出している方は大丈夫だと思うのですが。

【能村委員】

自由ということなんですかね？

【事務局（小鷹部長）】

メールできたり、封書できたりとかですね。

【能村委員】

でもそれが何かね、ここにタイトル、内容、その他とか、そんなことなんですかね。

【大城委員】

意外とちょっと縛りがあった方が良かったり。

【能村委員】

ちょっと「例」みたいな。真似て書けるように。

【事務局（小鷹部長）】

フォーマットの。貴重なご意見です。

【能村委員】

あと、さっき出ていたように、そのパブリックコメントの在り様というのは、市から一步踏み込んで、特定のどこかに聞いたりするっていうのはできることなんですか？

【事務局（小鷹部長）】

そもそも審議会の中が公の場での協議なので、プラスまたそれを聞くととなると、何か屋上屋みたいになるんですよね。さっき言ったような 3 段階くらいでやっているのは、審議会やって、パブコメやって、まさにそれらをすべてこの場でどうなんだっていうのもやっているの。難しいというか、ちょっと制度的にはもしかしたら、その屋上屋になっちゃうんじゃないかなと思いますけれども。

【能村委員】

例えば、町内会さんに「今回のこのパブコメどうですか」って言って、「書いてください」っていうようなことっていうのは別に、できることなんですか。

【事務局（本間次長）】

パブコメをとる時に、例えば子ども関係の部分にパブコメをはかるとなった時には、一般にパブコメをかけますけれども、その他に、子育て団体とか、そういう特定の関係性の強い団体とかには直接「こういうことを今、パブコメやっていますので」というお知らせはやっています。

【能村委員】

今もやっているんですね。

【事務局（本間次長）】

ただ、幅広に意見を聴くしかないような部分ではやっていませんが、今言ったような例の場合は、それに強く関係する団体とか、そういった所にはお知らせはしています。

【鍵谷委員】

パブコメ自体は、集まれば集まるだけいいというお考えですか？集まりすぎるのも、もちろん良くないですよ、捌ききれないですしね。

【事務局（小鷹部長）】

パブコメの量ですとか、質も含めてなんですけれど、数字的に多いから少ないからで、良否というか、良い悪いを決めている訳ではないです。関心事があるのは、意見がたくさん出るんだろうなっていう感覚はあります。特に、環境政策課の 26 番から 36 番を見ると、意見もそうですし、毎度の傍聴の数も多かったんじゃないですかね。

【濱岡委員】

パブコメの意見が出たので、審議会のほうについてお尋ねしたいんですけども、審議委員の年齢構成比率だとか、男女比率だとかっていうのは、ある程度、市民の生産年齢層といいますか、成年した人の比率に近くなるような形で設定されているものなのでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

年齢はしていないけれど、女性比率を男女共同参画計画に。

【事務局（橋本主任）】

第 3 次石狩市男女共同参画計画というものがあまして、これが最終年度が平成 32 年度になっているのですが、それまでに女性の登用率を 40%にするということを目指して今やっています。ただ、その率なんですけれども、現在約 50 の審議会があるんですが、平成 29 年度は 34.9%、平成 30 年度では、現在 32.3%となっているところで、これを 32 年度までに何とか 40%まで上げたいというところでございます。

【濱岡委員】

すごい穿った見方かもしれないんですけど、こういう審議会という場に出席できるとなれば、仕事を引退された高齢者の方ですとか、非常に強い思いのある方だとか。いろいろと行政に対して思いがあったとしても、我々みたいな仕事を持っていて昼間は動けない者も、なかなか参加しづらいのかなとい

うところがあるんですけども。審議会というのは、行政改革懇話会さんもそうですけども、日中やられたりしているかと思うんですけども。今回みたいに夕刻以降で、もちろん市役所の方々の残業になってしまうという点ではちょっと、働き方改革に逆行するところであるんですけど。いわゆる 30 代 40 代の若年層といいますか中間層といいますか、参加を促すような方向に持っていくことってというのは、なかなか難しいところなんじゃないかな。

【事務局（本間次長）】

できるだけ基本的には、だいたい夜開催の審議会の方が多いのかなという気はします。中には、日中の方がいいっていう、メンバーの構成によってはそういうのもございますので。そういう意味では、審議会はおそらく夜の方がいいだろうということもあって、夜間開催っていうのを基本に募集はしていますけれども。審議会によっては、ちょっとまちまちですね。

【事務局（小鷹部長）】

目指すところは、言われるようなところだと思います。

【能村委員】

各審議会さんもきっと、意見をもらいたい方々の層を考えて、昼にやったり夜にやったりを決めているっていうことですね。それは何となく感じます。実際そうになっているかなと思える審議会も見てきました。

【吉田会長】

この制度ができる前は日中だった。会議といえば、絶対日中。市役所全体が大きく考え方をを変えたという。夜間でも、委員さんによっては時間をちょっと遅く。そういうのは随分取り組まれていますよね。行政側の肩を持つわけじゃないけれど。そういう場を作って、更にさっき言われたような、参加するための、もう少し市役所側が整備するというか、状況づくりを考えるというか、そういう努力は常にしていると思っているんですけど。皆さんの意見を聴くと、足りない部分もあるようなので、それは考えてもらいたいと思いますけれどもね。

他に何か、今回の 29 年度に実施されたこの事業の中で、特に気になるような点はありますか。

さっき部長がおっしゃった「鳥獣被害防止計画」。農村地帯のアライグマだとか鹿だとか、こういう今まで石狩にいなかったものが出てきて、非常に被害がある。計画自体はその人たちの意見が反映された計画でできてきているから。市民の人はほとんど関心がないというか。そちらの方は、作ってもらったからこれでよしということで、特に何も意見とか出ないような状況ですね。そういう部分がものすごく、市民側から要請した分の反映がされている。それは市民の声を聴くという状況の中で、制度に乗っからなくても直接行政側に来てやっていくというような反映がされているということは見受けられると思いますね。

これは先ほど説明があったとおり、この制度に乗っかってやらなければならなかったのに、忘れてやらなかったというのは無かったということですから、言うなれば 29 年度については、市役所が真剣に取り組んだんじゃないかなと。制度が始まった頃だと、忘れていたというのも結構あったんですからね。施行するのを止めて、皆さんにもう一回聴いてからやったということもあった。最初の頃は本当に、どうしたらいいんだろうということが多かったですけどね。これまで皆さん努力されて、ようやく。ただ、参加する状況づくりというのは、まだ何か考えていかなきゃならないですね。参加しやすいってうか。

【能村委員】

状況ばかりでもなく、こっちの参加者の思いとか、いろんな要素の兼ね合わせだとは思いますが。参加したいっていう気持ちとかの盛り上がりとか。でも石狩市にとっては、協働のまちというところなので、この市民参加制度という条例がきちんとできているというのが、うちのまちの自慢であり、それに則ってみんなで良いまちにしていきたいという思いがちゃんと活かされていくんだろうなと思っています。

パブコメのことも分かりました。さっき鍵谷さんが良い意見を言っていたなど私思ったんですけど、確かに数ばかりを狙うことでもない。でも、何か思った人がうまく届けられるような手助けは、さっきのシートの利用とか、もしかしたら改善されて、言いたかったことがちゃんと届けられたっていう、そこは必要だと思います。ただ確かに、数集めをするということでもない。何か、ついつい数が多ければいいかなっていう方向に私も気持ちが行ったかなと思ったんですけど。きちっとした意見や、きちっとした思いがあって、それが伝えられれば、それでいいことかなと思いました。実際あるものもあれば、無いものもある。それは、それぞれにいろいろな背景があって、そういう事実なんだなってことも感じました。

全体としては、きちっとやられていると思って、そういう印象を受けました。

【吉田会長】

ありがとうございます。他にご意見ありませんか。

それでは、いろいろご意見、提言もいただきましたし、「平成 29 年度市民参加手続の実施運用状況について」は、概ね適正に実施されていたと評価してよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

異議がないようですので、「平成 29 年度市民参加手続の実施運用状況について」は、概ね適正に実施されていたと評価いたします。

【事務局（小鷹部長）】

ありがとうございます。

【吉田会長】

次に、市民参加手続について、これまでいくつか改善されて今のスタイルになっているようですが、委員の皆さんからも何か改善すべき事項など、ご意見やご質問はありませんか。先ほど 3 点ほどありましたので、それでよろしいですかね。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

今回は初回ということで、皆さんまだご意見があれば、来年の答申までちょっと時間がありますから、気がついた点があれば、事務局の方にご連絡していただければと思います。

ここで、次の議事に移ってよろしいでしょうかね。それでは次に、議事の「7. その他」ですが、事務局の方でお願いします。

【事務局（橋本主任）】

2 点ございます。まず、本日の議事録についてなんですけれども、事務局側の方で作成いたしまして、完成次第、委員の皆様にご確認をいただきたいと思います。確認方法としましては、メールでお送りさせていただいてよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【事務局（橋本主任）】

では、作成次第メールでお送りしますので、ご確認いただいて皆様の了解ができましたら、会長の方に署名いただきまして確定とさせていただきます。

次に、2 点目ですが、次回のこの審議会の日程なんですけれども、ちょっとお時間が空きまして、来年の 8 月を予定しております。また近くなりましたら、日程調整でご連絡させていただきますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から、議事録についてはメール配信でお返事をいただくと。来年の 8 月まで次の会議がありませんので、その間、気が付いた点がありましたら、事務局の方に直接連絡してください。

最後ですけれど、皆さん今回全体を通して何か言っておきたいというような点がありましたら。よろしいですか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。議事録がメールで送られてくるということでございます。来年に繋がるような、制度が発展するように、いい意見が出ましたので、皆さんといい時間が過ごせたなと思って良かったと思っています。また次回、1年後ですけれども。今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成30年10月19日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 吉田保雄